

## 一般社団法人 太子町観光協会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人太子町観光協会（以下「協会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を大阪府南河内郡太子町に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、太子町における観光産業の振興と発展を図るとともに、住民主体のまちづくりにつながる活動を、住民、事業者、団体、行政が連携して推進することで、年間を通じた来訪者との観光交流を促進し、地域の活性化に寄与し、また『誰もが住みよい』と感ずることが出来る地域づくりに資することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光・まちづくり活動に関する宣伝及び案内
- (2) 観光・まちづくり活動に関する啓発普及
- (3) 観光・まちづくり活動に関する調査及び研究
- (4) 観光・まちづくり活動の資源に関する開発及び保護
- (5) 地場産品、土産品及び本協会が認めた商品の開発及び販売
- (6) 会員相互の連携強化及び協力体制の確立並びに情報共有
- (7) 関連機関及び関係団体との連絡調整
- (8) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 本協会に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 本協会の事業に関係ある官公署及び学識経験を有する者並びに協会に功労のあった者で理事会において承認を得た者

(会員資格の取得)

第6条 本協会の正会員又は賛助会員になろうとする個人又は団体は、会長が別に定める入会申込書により申し込み、会長の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(会員の会費)

第7条 正会員又は賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の任意退会)

第8条 会員が協会を退会しようとするときは、会長が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員の除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、協会は、当該会員に対し、当該総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 除名した会員に、その旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

2 会員が資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金は返還しないものとする。

## 第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 本協会の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故等による支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により副会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は前項の規定による請求があったときには、その日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までにこれを通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故等による支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により副会長が総会の議長に当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長の裁決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

(代理)

第18条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を本協会に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には議長及び総会において選任された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第20条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長を一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

- 第21条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、上記に該当しない者の中から選任することを妨げない。
- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  - 3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。
  - 4 各理事について、当該理事及び配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
  - 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員が欠けた場合又は第20条第1項で定める役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、協会に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(役員報酬)

第26条 役員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いを受けることができる。

(取引制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引

(3) 本協会がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 本協会は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本協会は、理事（業務執行理事又は当該協会の使用人でないものに限る。）、監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

- (4) 総会の開催の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定
  - (5) 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (4) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本協会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
  - (5) 第28条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開催)

第31条 定時理事会は、毎年定期に、年2回開催する。

2 臨時理事会は、次に各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認め、会長に招集の請求があったとき
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故等による支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により副会長が招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当た

る。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故等による支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により副会長が理事会の議長に当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の裁決するところによる。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第35条 前条の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には議長及び出席した監事は、これに署名又は記名押印し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

(理事会規則)

第37条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置かなければならない。

(事業報告及び決算)

第40条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に報告するものとする。ただし、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

(1) 監査報告

(2) 役員の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配の禁止)

第41条 本協会は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第44条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

(事務局等)

第45条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第46条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

(個人情報の保護)

第47条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。



2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本協会の公告は、本協会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第12章 補 則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の議決により会長が別に定める。

## 第13章 附 則

(最初の事業年度)

第50条 本協会の設立初年度の事業年度は、本協会の成立の日から令和7年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第51条 本協会の設立時理事及び設立時代表理事並びに設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 土井武久 金谷和美 杵野茂樹 松井史郎 原 利則 松本拓也  
山本繁利 山崎嘉昭

設立時代表理事 土井武久

設立時監事 和田俊市 岩田順子

(設立時社員の氏名及び住所)

第52条 本協会の設立時社員の氏名及び住所は、次に掲げる者とする。

設立時社員 土井武久

住 所 【省略】

設立時社員 金谷和美

住 所 【省略】

(法令の準拠)

第53条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。